

休会中（休会予定）の会員の皆さま

公益社団法人 岡山県栄養士会
会長 坂本 八千代
(公印省略)

(公社) 岡山県栄養士会定款施行規則休会制度の廃止について

時下 皆様にはお元気でお過ごしのことと存じます。

さて、このたび（公社）岡山県栄養士会では令和 3 年 2 月 20 日に開催した理事会において本会の定款施行規則の休会制度について協議し、令和 4 年度から廃止を決定いたしました。休会制度廃止の理由、今後の手続きの内容についてお知らせいたします。何卒ご理解をいただけますようお願いいたします。

記

1. 休会制度廃止の理由

昨年度よりオンラインでの研修会開催が可能となり、休職後の復帰に向けたサポートが可能になったこと。休会中の会員からも研修会に参加希望の声があったこと。

2. 令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）現在の休会中の会員の移行措置について

令和 3 年 4 月 1 日現在休会中の会員に対し、1 年間は岡山県栄養士会主催の Web 研修会を会員価格で受講可能とする。

3. 令和 4 年度からの手続きについて

休会制度廃止に伴い、令和 4 年度以降の休会を申し出ている会員も令和 4 年 3 月 31 日までに令和 4 年度の年会費の納入（継続年会費 13,000 円）をお願いします。また、休会中に住所等の変更がある場合は必ず変更届を提出してください。

4. 問い合わせ先 岡山県栄養士会事務局（平日 9：00～17：00）

TEL 086-273-6610

E-mail jimmu@okayama-eiyo.or.jp

以上